

元厚生次官宅 連続襲撃

小泉被告に死刑判決

2008年11月の元厚生事務次官宅連続襲撃事件で、殺人や殺人未遂などの罪に問われた無職小泉毅被告(48)＝さいたま市北区＝に対し、さいたま地裁(伝田喜久裁判長)は30日午後、求刑通り死刑の判決を言い渡した。

小泉被告は08年11月17日、さいたま市の元次官山口剛彦さん(当時66)と妻美知子さん(同61)を包丁で刺殺。翌18日には、東京都中野区の元次官吉原健二さんの妻靖子さんを刺して重傷を負わせたほか、元社会保険庁長官で元最高裁判事の横尾和子さんについても刃物で殺害の機会をうかがったとして、起訴されていた。

公判では、動機について「子どものころに保健所で殺処分された飼い犬の仇(あだ)討ち」と説明し、行政による殺処分そのものへの不満も訴えてきた。起訴内容を認めながらも、「自分が殺したのは人ではなく、心が邪悪な魔



小泉毅被告

物」などと無罪を主張していた。

検察側は起訴前の精神鑑定の結果、刑事責任能力を問えると判断。「社会的地位の高い相手を殺害して達成感を得て、持論を唱えて人生を終えたかった」と指摘して死刑求刑した。これに対し、弁護側は妄想性障害の可能性を指摘し、死刑回避を求めている。